

令和2年8月25日

横浜市

事業者各位

## 令和3・4年度一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に 必要な資格の審査申請における新型コロナウイルス感染症の影響について

横浜市では、2年に一度、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請（以下「定期申請」といいます。）を実施し、これに基づき一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」といいます。）を作成しています。令和3・4年度の定期申請を次のとおり受け付けますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への対応を定めましたので、お知らせいたします。

ただし、今後の状況により、変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 消費税及び地方消費税の納税猶予を受けている場合

新型コロナウイルス感染症の影響により消費税及び地方消費税の納税猶予を受けている事業者は、納税証明書の代わりに税務署から発行される「猶予許可通知書」の写し、または「納税証明書（その1）」をご提出ください。これらは新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予を受けていることが記載されているものをご提出ください。

「納税の猶予申請書」を税務署へ提出しているものの、申請時点で「猶予許可通知書」が届いていない場合は、提出済の「納税の猶予申請書」の写し（受付印のあるもの。納付すべき国税として「消費税・地方消費税」の記載があるもの。）をご提出ください。

### 2 横浜市税の猶予制度の適用を受けている場合

新型コロナウイルス感染症の影響により横浜市税の猶予制度（徴収猶予の特例制度等）の適用を受けている事業者は、徴収猶予許可を受けたことを示す通知書（「徴収猶予許可通知書（特）」または「徴収猶予許可通知書」）の写しをご提出ください。徴収猶予の申請をしているものの、申請時点で徴収猶予の許可を受けていない場合は、提出済の「徴収猶予申請書（特）」または「徴収猶予申請書」の写し（受付印等は無くても構いません）をご提出ください。

※横浜市税は、市民税（特別徴収分、普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、事業所税が対象です。

3 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の支払いの猶予を受けている場合の提出書類  
本市では、社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入を入札参加資格として課していますので、新型コロナウイルス感染症の影響で社会保険料の納付猶予の許可を受けている場合でも、それぞれの社会保険へ加入していることを確認できる書類をご提出ください。加入を証する書類として、納付猶予の許可通知等の書類も可とします。

#### 4 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知の提出

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、国土交通省から「建設業法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に公布され、同日から施行されたところです。

つきましては、令和3・4年度の定期申請について、必要書類中「経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書（いわゆる経審）の写し」の有効期限の取扱いを、別添資料の通り変更しますのでお知らせします。

#### 【参考】 令和3・4年度定期申請概要

##### (1) 受付期間

令和2年10月1日（木）から令和2年10月21日（水）まで

##### (2) 受付時間

午前9時から午後8時まで（土、日及び祝日は除きます。）

##### (3) 受付資格区分

「工事」、「物品・委託等」及び「設計・測量等」

##### (4) 有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 令和元・2年度名簿登載のための随時申請は、次の期間受付を停止します。

【停止期間】 令和2年10月1日（木）から令和2年10月31日（土）まで

詳しい受付スケジュールにつきましては、「ヨコハマ・入札のとびら」内「資格審査申請」画面の「申請ガイド」を御確認ください。

国土建第42号  
令和2年5月29日

公共発注者の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

### 建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に公布され、同日から施行されたところです。

本省令改正の概要を下記の通り通知いたしますので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 1. 経営事項審査の受審の特例について

建設業法施行規則第18条の2の規定により、法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされているところ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた（建設業法施行規則の一部改正）。

本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要がある。

また、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは当然可能である。

以上

○国土交通省令第五十二号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年五月二十九日  
 建設業法施行規則の一部を改正する省令  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>附則            1 （施行期日）            この省令は、公布の日から施行する。            （新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例）</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。</p>	<p>附則            この省令は、公布の日から施行する。</p>

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。